

(令和6年4月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

申請先 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

問合せ先 あいち雇用助成室：052-688-5758



ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376



～最低賃金の改定が予定される10月より前に！

活用すると大変有効！業務改善助成金！～

愛知県最低賃金については、昨年10月に過去最大41円の引き上げにより時間額1,027円となりましたが、今年も大幅な引き上げが予想されています。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、その設備投資などに要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。

令和6年4月の申請件数は昨年同月に比べて3.5倍となっております。予算の上限に達すれば、申請期限（令和6年12月27日）前でも申請を締め切る場合がありますので、本助成金に関心がある事業主の方は、お早めの申請をご検討ください。

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 申請する事業場内で最も低い時間給が、1,027円以上1,077円以下であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支援内容

設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。

（例）20万円のPOSレジシステムを購入した場合 支給額：20万円×3/4＝15万円

お問合せは、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）へ、交付申請書等の提出は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）へ。

「まずは気軽に
お問合せを！」



タスケくん

参考ウェブサイト

●厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

●最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索

